# 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

仙北市下水道事業公営企業会計移行事務支援業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料

- 3 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)の提出 本件において提案書の提出を希望する場合は、次により公募型プロポーザル参加申込 書(様式1)の提出をお願いします。
  - (1) 提出期間 平成29年8月15日(火)17時まで(必着)

  - (3) 提出方法 持参又は郵送
  - (4) 参加資格確認結果送付日及び方法 参加資格確認結果通知書(様式第3号)及び業務提案書提出依頼書(様式第4号) は、平成29年8月16日(水)を送付最終日とします。【郵送予定】
- 4 質問書(様式第10号)の提出

内容について疑義を抱く場合は、次により質問書(様式第10号)の提出をお願いします。回答について、折り返し返信します。

なお、質問事項のない参加予定者においては、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期間

参加に関する質問期限 平成 29 年 8 月 14 日 (月) 正午まで 提案書に関する質問期限 平成 29 年 8 月 21 日 (月) 正午まで

- (2) 提出先 3(2) と同じ。
- (3) 提出方法 ファックス (ただし、着信確認を行ってください。)
- (4) 回答送付締切日及び方法 平成29年8月21日(月)まで【ファックス送信予定】
- 5 提案書の内容
  - (1) 提案書は、別添の様式に基づき作成するものとします。
    - ア 技術提案書表紙 (様式第6号)
    - イ 業務実績報告(様式第7号)
    - ウ 配置予定技術者一覧(様式第8号)

- 工 配置予定技術者調書一覧 (様式第9号)
- (2) 次の項目に関する提案を任意の様式に記載してください。
  - ア 業務実施体制図(任意様式 A4 版)
  - イ 業務実施フロー(任意様式 A4版)
  - ウ 業務実施工程表(任意様式 A3 版)
  - 工 見積書(任意様式 A4 版)
- (3) 技術提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
  - ア 提案は、考え方を文書で完結に記述してください。
  - イ 文書を補完する目的で、最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
  - ウ 文字は、注意等を除き原則10ポイント程度以上の大きさで記述してください。
  - エ 用紙の大きさは原則 A4 版縦とし、片面刷りとしてください。

### 6 提案書の提出

- ア 提出部数 7部 (正本1部、副本6部)
- イ 提出先 3(2)と同じ
- ウ 提出期間 平成 29 年 8 月 22 日 (火) 17 時まで (必着)
- エ 提出方法 持参又は郵送

### 7 選定委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	下水道、集落排水、浄化槽事業特別会計の公営企業会計への移行策定支援業務委託候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の特定に関すること
委員	副市長、総務部長、建設部長、建設部次長、財政課長、上下水道課長

## 8 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に係わる費用は、貴社の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
  - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの

- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (3) 特定・非特定の通知提案書を提出した者のうちプロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否要する。
- (6) プロポーザルの取扱
  - ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
  - イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
  - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際 に複製を作成することがあります。
  - エ プロポーザルの提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
  - オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、 虚偽の記載をした者に対して、下水道、集落排水、浄化槽事業特別会計の公営企 業会計への移行策定支援業務委託候補者選定委員会において特定を見合わせるこ とがあります。
  - カ 提出された書類は、返却しません。

#### (7) その他

- ア プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公 表、使用することはできません。
- イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務 においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- エ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定された プロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締 結します。なお、業務委託条件・仕様書等は、契約段階において若干の修正を行 うことがあります。
- カ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に指 名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとしま す。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行いま す。
- キ 概算業務価格(上限)は、128,554 千円(税込)です。なお、提案書提出時には参 考意見書を提出するものとします。